

奈良教育大学自然環境教育センター運営委員会規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成20年3月28日規則第41号

改正 平成23年3月4日規則第13号

改正 平成24年2月22日規則第17号

改正 平成29年7月21日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良教育大学自然環境教育センター規則(平成16年奈良教育大学規則第345号)第14条第2項の規定に基づき、自然環境教育センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、奈良教育大学自然環境教育センター(以下「センター」という。)に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 運営の基本方針に関すること。
- 二 予算に関すること。
- 三 教育及び研究に関すること。
- 四 その他運営に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 自然環境教育センター長(以下「センター長」という。)
- 二 自然環境教育センター副センター長
- 三 次の各分野から互選された教員(センター担当教員を除く。)
 - ア 教育系(学校教育及び教職開発の各講座) 1人
 - イ 文科系(国語教育、社会科教育及び英語教育の各講座) 1人
 - ウ 理科系(数学教育、理科教育、技術教育及び家庭科教育の各講座) 1人
 - エ 芸体系(音楽教育、美術教育及び保健体育の各講座) 1人
- 四 センター担当教員(自然環境教育センター)
- 五 センターの兼務教員及び特任教員の中からセンター長が指名する教員 2人
- 六 附属学校部運営委員会から推薦された者 1人
- 七 学長が指名する者 若干名

2 前項第三号、第五号から第七号の委員は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第三号、第五号から第七号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合に補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

3 委員会は必要に応じて、委員長の職務を補佐する者として、副委員長を置くことができる。

4 副委員長に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、各課の協力を得て、財務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第41号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第13号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規則第17号)

この規則は、平成29年9月1日から施行する。